

千葉市立高等学校等管理医委嘱取扱要項

1 趣 旨

この要項は、千葉市立高等学校及び千葉市立中等教育学校（以下「学校」という。）における職員の保健管理の充実を図るために健康管理医の委嘱等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 身 分

健康管理医は、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２３条に規定する学校医とし、非常勤職員とする。

3 委嘱等

健康管理医は、各学校に１名配置し、学校医と同様に千葉市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱するものとする。

4 職務内容及び勤務形態

（１）健康管理医は、次の事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行うものとする。

ア 健康診断の実施及び事後措置に関すること。

イ 健康教育、健康相談、その他学校職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

ウ 学校職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

（２）健康管理医は、前項各号に掲げる事項について、校長に対して勧告し、衛生管理者に対して指導し、又は助言することができる。

（３）健康管理医は、職場を巡視し、衛生状態等に有害のおそれがあるときは、校長に必要な措置を講ずるよう意見を述べるものとする。

（４）健康管理医の勤務日数は、当該学校長が健康管理医の意見を聴いて定めるものとする。この場合において、勤務日数は毎学期１回以上とする。

5 手当等

（１）健康管理医として選任された学校医の手当の額については、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定めるものとする。

（２）健康管理医の手当の額については、「千葉市産業医の委嘱に関する協定書」に準ずるものとする。

（３）手当の額の支給日及び支給方法は、学校医と同様とする。

（４）教育長は、健康管理医に対して手当の額の改定が生じた場合に通知するものとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、健康管理医の委嘱等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成６年６月３０日から施行する。

附 則

この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、3 委嘱等中「各学校に」とあるのは「千葉市立千葉高等学校及び千葉市立稲毛高等学校（千葉市立稲毛国際中等教育学校を含む）にそれぞれ」と読み替えるものとする。